

山鹿市口座振替収納事務取扱要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年3月31日

山鹿市長 早 田 順 一

山鹿市口座振替収納事務取扱要綱の一部を改正する要綱

山鹿市口座振替収納事務取扱要綱（平成17年山鹿市告示第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「軽自動車税（種別割）」を「軽自動車税」に改める。

附 則

この要綱は、令和8年3月31日から施行し、改正後の第2条第1号の規定は、令和8年4月1日から適用する。